

令和5年度第1回府中町廃棄物減量等推進審議会会議録

- 1 会議年月日 令和6年3月25日(月)
- 2 会議場所 府中町役場 5階 第1委員会室
- 3 出席者 (11人)
会長 三浦 浩之
副会長 根木 文彦
委員 山内 透
委員 本田 誠治
委員 田中 富子
委員 中畑 裕子
委員 高山 かおり
委員 増原 稔則
委員 山重 洋子
委員 小松 宜子
委員 温井 信聡
- 4 欠席者 なし
- 5 議 事
1) 会長の互選について
2) 副会長の互選について
3) 府中町ごみ処理基本計画の令和4年度年次報告について
4) 府中町ごみ処理基本計画[改定版]の進捗状況について
- 6 説明のため会議に出席した者 なし
- 7 職務のため出席した者
町 長 佐藤 信治
町民生活部長 森本 雅生(幹事)
環境課長 砂崎 勇介
環境課主幹(環境センター所長) 梶山 睦生
環境課課長補佐 近藤 一郎
環境課課長補佐 相原 一夫
環境センター副所長 東 宏治
環境課主事 佐藤 圭亮
- 8 議事の概要

< 午後3時00分 開会 >

(町長挨拶)

(委員紹介)

1) 会長の互選について

指名推選により三浦委員を会長に選任

2) 副会長の互選について

指名推選により根本委員を副会長に選任

3) 府中町ごみ処理基本計画の令和4年度年次報告について

資料 府中町ごみ処理基本計画年次報告書（令和4年度）

参考資料 ごみ処理・処分量の推移

- ・事務局（近藤課長補佐） 資料の『府中町ごみ処理基本計画 年次報告書（令和4年度）』は、『府中町ごみ処理基本計画』に沿って行った令和4年度の実績報告を取りまとめたものである。

府中町ごみ処理基本計画は、令和5年度改定前の『府中町第2次環境基本計画』の基本方針3「資源循環による環境負荷の低減」を具体的に推進していくための計画で、「資源循環による環境負荷の低減～ごみのスリム化へ みんなで取り組む 循環型のまち あきふちゅう」を基本理念とし、4つの基本方針を柱に、12の基本施策を掲げ、その具体策として30の取組みを進めている。計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間であるが、昨年度に計画の中間見直しを行い、今年度は改定された計画をもとに取組みを実施している。令和4年度の実績報告については、数値目標は、一部中間見直しにより変更されているが、取組みについては改定前の計画をもとにしている。

また、補足資料として、『参考資料__ごみ処理・処分量の推移』を配布している。

●基本方針1「排出抑制の推進」の説明

数値目標は「1人1日あたりのごみ排出量」としている（1ページ）。ページ中段の表並びにグラフを見ると、「1人1日あたりのごみ排出量」は、令和4年度、対前年度比で27.0g減の771.6gで、計画の中間見直しにより数値目標を変更したことから達成に転じた。

2ページの「補足指標Ⅰ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」（434.9g）について、令和4年度は、対前年度比で家庭系ごみは減少しているが、特筆できる取り組みは実施できていない状況であり、今後は計画に掲げた取り組みを着実に実施して一層の排出削減につなげる必要がある。

3ページの「補足指標Ⅱ 事業系ごみ排出量」（4,225t）について、令和4年度の事業系ごみは対前年度比でほぼ横ばいで目標は達成したものの、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の収束による経済活動の回復に伴い、増加傾向にあることから、中長期的な視点で、実効的な排出抑制の取り組みを推進していく必要がある。

●基本方針2「資源化の推進」の説明

数値目標は「リサイクル率」としている（9ページ）。「リサイクル率」は令和3年度に目標を達成したが、令和4年度は対前年度比3.8%減で大きく減少し、未達成に転じた（17.4%）。ほとんどの資源物が対前年度比で資源化量が減少しているなか、令和3年度は資源化された焼却施設の飛灰が令和4年度は埋め立て処分されたこと、また、有価物（ビン・缶）の資源化量が大きく減少したことが大きな要因となっている。有価物については、有価物選別業務

など、中間処理の安定的な資源化に向けた取り組みが必要である。

また、プラスチック類の資源化については、プラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律を踏まえ、先進事例、資源化技術や処理経費の動向を注視し、具体化に向けた検討が必要である。

●基本方針3「適正な処理・処分の推進」の説明

数値目標は「最終処分量」としている（15 ページ）。「最終処分量」は令和3年度に目標を達成したが、令和4年度は、対前年度比 453 t 増、53.0%増と大きく増加し、未達成に転じた（1,308 t）。焼却施設や有価物の選別等を行う施設などにおける「中間処理」により最終処分量が大きく増減するため、有価物選別業務など、中間処理の安定的な資源化に向けた取り組みが必要。

また、平成30年度以降、基準年度を上回っていた埋立てごみ量が令和4年度は減少に転じたが、特筆できる取り組みは実施できていない状況であり、計画に掲げた最終処分量削減の取り組みを着実に実施して一層の排出削減につなげる必要がある。令和5年度のふれあい収集の開始にあたっては、持続可能で、利用しやすい制度として、ごみ排出困難世帯のごみ出し支援を推進する必要がある。悪質な不法投棄に対しては、厳格に対応するとともに、資源物持ち去り対策の強化が必要。

●基本方針4「協働型環境づくりの推進」の説明

この方針については、数値目標は設けていない（22 ページ）。ごみ減量化・資源化の取り組みを推進するためには、住民、事業者のごみに対する意識を高め、それが行動の実践につながるよう、様々な機会を活用して積極的に啓発していく必要がある。計画を実効性のあるものとして推進していくために、進捗管理が重要。各年度のPDCAサイクルにより、適切な時期に点検・評価を行い、改善点を次の取り組みに反映させながら、中間見直し後の計画を着実に推進することが必要。

また、様々な機会に住民・事業者から幅広い意見を聴きながら計画を推進する必要がある。

報告書全体への質疑・意見

- ・三浦会長 この報告書は、誰から誰へ報告することを念頭に作成されているか。
- ・事務局 町から、町民及び事業者への実績報告ということで作成している。
- ・三浦会長 そうだとすると、本審議会はどういう立場で関わっていくのか。
- ・事務局 この実績報告の内容に対して、委員から質問や意見をいただき、今後の取り組みに活かしたり、もっと単純に報告書の表現を直したりするために議事に挙げているという認識を持っている。
- ・三浦会長 了解した。誰が誰に対して報告するのか、そこに審議会がどう関わるのかということは計画や実績を進めていく上で大前提となる事柄である。今後はそこをしっかりと意識する必要がある。
- ・三浦会長 令和5年度に住民アンケートは実施されたか。
- ・事務局 ごみ処理基本計画の中間見直しにあたっては、令和4年度に住民、事業者アンケー

トを行ったが、毎年の実施は考えていない。今後、計画の総括や次期計画策定のタイミングで実施を行う。

「基本方針1」の質疑、意見

- ・三浦会長 基本方針1の数値目標に係る説明だけをしているが、一つ一つの取り組み目標については説明しないのか。それらについて審議会の評価は不要ということか。
- ・事務局 不要ということではないため、質疑・意見をいただきたい。冒頭の説明にもあったとおり、本議事については改定前の計画をもとにした報告であり、主軸は議事4に置くとして、基本方針ごとの各取組みを代表して数値目標に係る部分だけを説明する。
- ・温井委員 全ての取組みについて説明することは審議会の時間も限られている中で困難であると事務局が判断したものと思う。質疑・意見については、各数値目標に係る説明を受けたあと、その数値目標に係る各取組みについて意見を言えればいいのではないか。
- ・三浦会長 了解した。そのように進めていく。
次に、基本方針1だけでなく、全体として「～の必要があります」という表現が多用されている。「必要がある」というのは、誰がそう評価したのか。そう評価した根拠の記述がない。また、行政から町民等に向けての報告という前提であれば、「～に取り組んでいきます」という表現の方が適切ではないか。
- ・温井委員 令和4年度に目標がない取組みについては、評価の必要がないのではないか。表現としては、取り組んでいないわけではないので、「～しました。引き続き～に取り組めます。」と記載すれば住民が受け止めやすいのではないか。
- ・事務局 了解した。報告書の表現を見直す。
- ・三浦会長 取組番号4「家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充」及び取組番号6「新たな情報発信ツールの導入」について、評価として「よりわかりやすく」とあるが、現状のものを誰が分かりにくいと判断したのか。
- ・事務局 分かりにくいと判断したわけではないが、町としては、(ガイドブック等の内容を)常により分かりやすいものに更新していくことが必要であると考えていることから、そういった表現とした。
- ・田中委員 取組番号5「事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成」について、ここにも「必要があります」という表現が見られるが、「取り組みます」という表現の方がしっくりくると思う。
- ・事務局 取組番号5に限らず、全体として表現を見直す。
- ・本田委員 取組番号7「事業系ごみの展開検査の実施」は必要な取組みである。具体的にどうやっていこうと考えているのか。
- ・事務局 安芸クリーンセンターで行う事業ごみの展開検査は、安芸地区衛生施設管理組合と安芸郡4町で体制等の課題があって実施できていない。雑がみや食品トレイなど資源化できるごみ、または大きな発砲スチロール、PPバンドなどが普通ごみに混ざっている場合もあるため、町から依頼すれば許可業者を指導して頂けるよう、安芸クリーンセンターと協議している。

「基本方針2」の質疑、意見

- ・三浦会長 取組番号15「紙おむつの資源化の推進」について、実施欄に「－」が記載されて

いるが、数値目標もなく、何もしていないのであれば評価することはできないのではない
か。評価は目標があって達成したかどうか分かるものであって、(数値目標等がないもの
は) 実施したかどうかの事実だけを記載すればよいのではないか。この取組項目に限らず、
評価欄の見直しも必要なのではないか。

- ・事務局 取組番号 15 から 17 の資源化の取組みは、平成 29 年度に検討した結果、近隣に資
源化施設がないなど費用対効果が見込めないと判断したものである。そのため、調査研究
は続けるが具体的な取組みはないため、「－」とした。
- ・温井委員 基本方針 2「資源化の推進」は、基本方針 1 の排出抑制、ごみ減量化と違いリサ
イクルを推進するという目的であるので、留意が必要である。
- ・事務局 了解した。

「基本方針 3」の質疑、意見

(質疑なし)

「基本方針 4」の質疑、意見

(質疑なし)

4) 府中町ごみ処理基本計画[改定版]の進捗状況について

資料 府中町ごみ処理基本計画[改定版]進捗状況（令和 5～7 年度）(案)

- ・事務局（近藤課長補佐） 『府中町ごみ処理基本計画[改定版] 進捗状況（令和 5～7 年度）』
は、令和 4 年度に中間見直しを行い、令和 5 年度から改定された『府中町ごみ処理基本計
画』に基づき行う取組みをまとめたものであり、計画改定後の今年度から、現計画の期間
満了となる令和 7 年度までの取組み、全 30 項目を掲載している。
(以下、重点的取組みを説明)

●基本方針 1「排出抑制の推進」に関する重点的取組みの説明

・取組番号 1「リデュース（排出抑制）の推進」

令和 5 年度は、町の広報紙（6 月号）で不必要なプラスチックの使用削減を含めた啓発を
行うとともに、ごみの啓発冊子である『家庭ごみの正しい出し方』に「3 R」の周知や「3 き
り」による生ごみの減量について啓発するなどの取り組みを行った。令和 6 年度以降も引き
続き、周知啓発に努めるとともに、ごみ分別アプリの活用など、より効果的な啓発方法を検
討し、実施していく予定としている。

・取組番号 2「リユース（再使用）の推進【新規】」

令和 5 年度は、「ジモティー」及び「おいくら」といった交換掲示板などを運営するネット
型リユース事業者との連携協定を昨年 12 月に締結し、広報ふちゅう及びホームページ、マス
メディアなどで周知を行った。「ジモティー」は不要となったものを個人間で譲ることができ
るサービスで、「おいくら」は一度に複数のリユースショップの買取り価格を比較できるサー
ビス。この 2 社と協定を結び、周知することで、捨てること以外の選択肢を広め、ごみの減
量化を目指す。

令和 6 年度は『家庭ごみの正しい出し方』や、ごみ分別アプリへの掲載を予定している。
また、今後 2 社から集めたデータを活用し、効果測定や更なる啓発などを行いたいと考えて

いる。

・取組番号5「事業系ごみ適正排出の啓発、指導」

令和5年度は、事業系ごみの排出結果及び安芸クリーンセンターでの抜き打ち検査結果から、排出事業者への啓発指導の方法を検討している。

検討した内容を踏まえて、令和6年度には試験的に不適切排出者への啓発指導を行っていく予定。

・取組番号6「事業者との連携によるごみ減量の推進」

令和5年度は、排出事業者への周知啓発方法を検討した。その中で、事業系ごみに含まれる食品ロスに着目し、令和6年度には、フードドライブ、「てまえどり」の周知など、事業者と連携して食品ロスの削減に努めごみの減量化を図った。

●基本方針2「資源化の推進」に関する重点的取組みの説明

・取組番号8「普通ごみに混入している雑がみ等資源物の適正分別」

令和5年度、小学校での出前講座やつばき祭りで啓発のチラシを配布した際、「雑がみ」という言葉自体を知らない人がまだまだ多かった。今年度中に「雑がみ」関連のホームページについて、リサイクルの実践につながるよう、よりわかりやすく興味を持っていただけるような内容に更新を行った。また、「雑がみ」の保管や排出袋について他市町を参考にしながら調査研究を行っていく。

令和6年度以降も引き続き、出前講座やイベント等でのチラシの配布を行うとともに、『家庭ごみの正しい出し方』に雑がみの特集記事を掲載するなど周知啓発を行っていく。

・取組番号10「事業者と連携した資源回収拠点の普及」

令和5年度は、公共施設への資源回収拠点設置について事業者と共同して、具体的に検討したが、設置可能な場所がなかった。令和6年度は、町内の店頭回収の状況等や事業者の意向を確認していく。なお、昨年末に町内に店舗を置くスーパーマーケットから町と包括連携協定を締結したい旨の申し出があったので、店頭回収や啓発など、連携できる項目を検討していく。

・取組番号11「プラスチック類資源化の推進」

令和5年度は、プラスチック資源化の推進にあたり、研修参加や事業者説明による情報収集とリサイクルプラスチックの需要、分別数の増加による住民負担等について課題整理を行っている。令和6年度は、次期広域ごみ処理施設の検討も踏まえ、リサイクル分野や先進事例の動向などを調査検討していく。

●基本方針3「適正な処理・処分の推進」に関する重点的取組みの説明

・取組番号16「事業系ごみ適正処理の啓発、指導」

事業系普通ごみの最新の組成調査では、約2割の不適物が混入しています。それを踏まえ、令和5年度は、許可業者に毎月提出させている実績報告等の分析を行っている。また、事業者が環境センターに事業系ごみを搬入した際は、搬入物の確認やリーフレットを配布し一般廃棄物と産業廃棄物の説明や適正な処理方法の指導を開始した。令和6年度は、許可業者を通じてリーフレットの配布や多量排出元を中心に排出事業者への立入調査を試験的に実施する予定。

・取組番号 17「安全で効率的な収集運搬体制の整備」

令和 5 年度は、住民サービスの向上を目的とした休日自己搬入受付実施の検討をした。また、ごみステーションの設置について、町内会と一緒に候補地の選定を行うなど支援に力を入れている。令和 6 年度以降も引き続き、休日自己搬入受付、ごみステーションの管理の在り方、プラスチック資源化に伴う収集体制について検討していく。

・取組番号 18「ふれあい収集の推進」

令和 5 年 7 月から要介護者や障害のある方などごみステーションまでのごみ出しが困難な人を対象に「ふれあい収集」を開始した。これまでに 39 件の承認をし、現在 36 件の収集を行っている。令和 6 年度は、単身世帯やひとり親世帯等でごみステーションまでのごみ出しが困難な方も利用できるよう対象者の拡充を検討する。

・取組番号 19「新たな中間処理体制の構築」

安芸地区衛生施設管理組合と安芸郡 4 町で広域化計画を踏まえた検討を、関係市町で継続して行っている。引き続き、先進事例、資源化技術や処理経費の動向も踏まえ、新たな処理施設の整備について、多角的に具体的な調査・検討を進める。

・取組番号 21「不法投棄対策、監視体制の強化」

令和 5 年度は、不法投棄防止対策として委託業者及び環境センター職員による巡回監視パトロールを実施するとともに、重点対策箇所への監視カメラの設置を 7 か所行った。また、悪質な不法投棄に対しては、警察と連携し対応している。今年度は、警察と不法投棄のあったごみステーションの周辺を調査し、環境センターで現地に警告をするなどの措置の結果、本人から連絡があり排出者の特定に至った事案があった。令和 6 年度以降も引き続き、不法投棄対策と監視体制を強化する。

・取組番号 22「資源持ち去り対策、監視体制の強化【新規】」

ごみステーションからの資源の持ち去りは条例で禁止しておりますが、現状、資源物の持ち去りが発生している。令和 5 年度は、不法投棄の対策と併せて、委託業者及び環境センター職員による巡回監視パトロールと悪質な持ち去りに対しては、警察と連携し厳格な姿勢で対応をしている。令和 5 年 3 月に警察に告発を行い、今月（令和 6 年 3 月）に起訴された事案がある。告発後は、当該行為者の持ち去り行為を発見することがなくなっている。また、別の行為者に対し、口頭指導 6 件、警告 3 件を行った。令和 6 年度以降は、引き続き、持ち去り対策の監視体制の強化を行うとともに資源物の買取業者へ引き取らないよう要請を行っていく。

●基本方針 4「地域協働による環境づくりの推進」に関する重点的取組みの説明

・取組番号 29「計画推進体制の強化【新規】」

令和 5 年度は、ごみ処理基本計画の推進進捗状況やスケジュール及び年次報告書の作成などについて、廃棄物に関する所管部署である環境課と環境センターで密に打ち合わせを行い、役割分担と情報共有などを行った。

令和 6 年度以降も、引き続き、ごみ処理基本計画の推進進捗状況やスケジュールを踏まえ、効率的な進捗をはかるため役割分担を検討し、取り組んでいく。

進捗状況全体への質疑、意見

- ・三浦会長 重点的取組みの事務局からの説明の中で、資料に記載していない説明があったが、記載していない説明は、住民への公開を前提としていないのであれば、ここですべきでないのではないかな。
- ・事務局 資料では紙幅による制限あるため、審議会では、各委員に理解しやすいように説明を加えている。
- ・三浦会長 資料に書いてあるもののみで審議すべきであり、他に補足説明があるのであれば、それも住民に公開すべきであると考え。
- ・事務局 本来、令和5から7年度は進捗の計画を報告する予定であったが、令和5年度はこの時期（年度末）に審議会を開催することとなったため、令和5年度の進捗状況も併せて口頭で報告したもの。口頭説明した内容すべてを公表するわけではない。今後は資料の作り方を考える。
- ・温井委員 全体として、数値目標の設定がされていない、また、設定しにくい取組みが散見されるが、そういったものを入れると、次回の評価時に事務局は苦勞するのではないかな。数値目標のない取組みは極力省いた方がよいのではないかな。
- ・事務局 行政としては、数値目標を作りにくい取組みについて、それらを省くというのはなかなか難しい。

「基本方針1」の質疑、意見

（質疑なし）

「基本方針2」の質疑、意見

（質疑なし）

「基本方針3」の質疑、意見

- ・山内委員 取組番号21「不法投棄対策、監視体制の強化」について、不法投棄監視カメラの効果は出ているのか。
- ・事務局 令和5年度は、不法投棄防止対策として、各町内会の申し出に応じて、重点対策箇所への監視カメラの貸出し・設置を各箇所1か月ずつ、計7か所に行った。実際にどの町内会からも、「設置している間、不法投棄（不適正排出）がなくなった」との声をいただいている。
- ・根木副会長 効果があるのであれば、町内会が監視カメラを買う場合、町が補助金を出すとか、そういったことは検討していないのか。
- ・事務局 現在のところはしていない。現在は、町からの貸出しによってその効果が見られれば、各町内会で購入を検討して欲しいというスタンスでいる。
- ・根木副会長 近隣市町から持ち込んで、廃棄物をごみステーションに捨てて行く者もかなりいると思う。そういった者に対応するためにも、監視カメラ購入の補助金も考えてほしい。
- ・事務局 そういった声が多ければ検討する。
- ・増原委員 ごみステーションあたりの世帯数に決まりはあるのか。ごみステーションが遠く、ごみ出しが難しい地域がある。
- ・事務局 ごみステーション設置基準では概ね30世帯としている。道路が狭い、団地など勾配

が急な場所で高齢者が多いなどの地域でゴミ出しが困難な状況はあると考えている。介護や障害者手帳をお持ちの人はふれあい収集で戸別収集を制度化している。また、道路が狭いなどの地域が広い場合は小型車両で収集するなどの方法も検討するので、町に相談していただきたい。

「基本方針4」の質疑、意見

- ・ 三浦会長 取組番号 30「協働で行う計画の進行管理」について、令和6年度実施予定として「審議会の内容をホームページに掲載し、住民への意見募集」とあるが、本審議会の議事録等をホームページ上に公開し、それについてパブリックコメントのようなものの実施しようと考えているのか。
- ・ 事務局 議事録については、詳細まで載せるかは別として公開しようと考えている。住民への意見募集というのは、年次報告の町ホームページでの公表やイベント、日常業務の中で町民からの意見を聞くということであり、パブリックコメントは想定していない。

＜本件議案について各委員の意見を反映した後、議事3及び4について書面審議（表決）を行う
こと確認し、午後4時35分 閉会＞